

# 交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

① 自転車は道路の端であれば、左右のどちらの端を走行してもよい。

② 自転車で歩道を走行中に反対方向から自転車が来たときは、歩行者に注意して、対向する自転車を左に見ながらよけるようにする。

③ 携帯電話（スマートフォン）を手に持って通話したり、表示されたゲーム等の画像を見ながら自転車を運転してもよい。

④ スピードを出さずに慎重に運転すれば、ブレーキを備えていない自転車に乗ってもいい。

⑤ 下の一方通行標識がある道路では、自転車は道路標識の規制に従わず、標識と反対方向に進んではいけない。



# 交通安全テスト 平成29年12月号

## 解答・解説 (中学・高校生用)

### ① 自転車は道路の端であれば、左右のどちらの端を走行してもよい。【×】

A : 車道の左側端を走行しなければならない。

- 道路交通法第17条第4項（通行区分（抜粋））

車両は道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道。）の中央から左の部分を通行しなければならない。

- 道路交通法第18条第1項（左側寄り通行等）

車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあっては道路の左側に寄って、軽車両にあっては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。

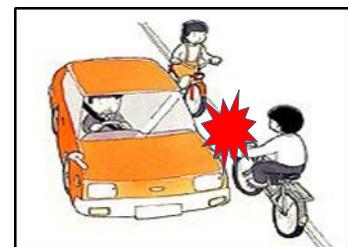
※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は、軽車両に分類される。

#### ＜指導のポイント＞

車は左側通行です。

車の仲間である自転車も左側通行となり、車道の左側端を通行しなければなりません。



### ② 自転車で歩道を走行中に反対方向から自転車が来たときは、歩行者に注意して、対向する自転車を左に見ながるよけるようにする。【×】

A : 対向の自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。

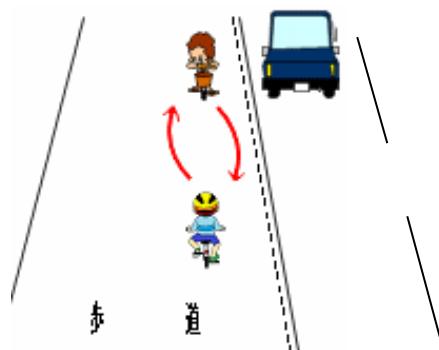
- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

(10) 歩道でほかの自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。

#### ＜指導のポイント＞

対向する自転車同士がお互い歩道の車道寄りを走行すれば、衝突、接触することになります。

自転車で歩道を走行中、前から自転車が走行してきた時は、十分に速度を落とし、お互い譲り合いながら、相手の自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。



③ 携帯電話（スマートフォン）を手に持って通話したり、表示されたゲーム等の画像を見ながら自転車を運転してもよい。【×】

A : 携帯電話（スマートフォン）を手に持って通話したり、表示されたゲームやメール等の画像を見ながら自転車を運転してはいけません。

- 道路交通法第71条（運転者の遵守事項（抜粋））

車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

6 前号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

- 大阪府道路交通規則第13条（運転者の遵守事項（抜粋））

法第71条第6号の規定により車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

3 携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。

(11) 携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での運転や、ヘッドホンの使用などによる周囲の音が十分聞こえないような状態での運転は、不安定になったり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。

＜指導のポイント＞

携帯電話（スマートフォン）を使用しながらの片手運転は安定を失う恐れがあり、また、ゲームやメール等の画像を見ながらの脇見運転は非常に危険ですので絶対にやめましょう。

④ スピードを出さずに慎重に運転すれば、ブレーキを備えていない自転車に乗ってもよい。【×】

A : ブレーキを備えていなかったり、ブレーキの効きが悪い自転車に乗ってはいけない。

- 道路交通法第63条の9第1項（自転車の制動装置等）

自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

【内閣府令で定める基準】

※ 道路交通法施行規則第9条の3（制動装置）

法第63条の9第1項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲るとおりとする。

第1号 前車輪及び後車輪を制動すること。

第2号 乾燥した平たんな舗装路面において、制動初速度が十キロメートル毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から三メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること。

- 道路交通法第63条の10（自転車の検査等）

第1項

警察官は、前条第1項の内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないた

め交通の危険を生じさせるおそれがある自転車と認められる自転車が運転されているときは、当該自転車を停止させ、及び当該自転車の制動装置について検査をすることができる。

## 第2項

前項の場合において、警察官は、当該自転車の運転者に対し、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によっては必要な整備をすることができないと認められる自転車については、当該自転車の運転を継続してはならない旨を命ずることができる。

- 交通の方法に関する教則第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得（抜粋））
  - (2) ブレーキが故障している自転車には乗ってはいけません。また、尾灯、反射器材のない自転車には、夜間乗ってはいけません。なお、反射器材は努めてJISマークの付いたものを使いましょう。
- 交通の方法に関する教則第3章第1節2（自転車の点検（抜粋））

自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があったら整備に出しましょう。また、定期的に自転車安全整備店などへ行って点検や整備をしてもらいましょう。なお、自転車は、努めてTSマーク、JISマーク、BAAマーク、SGマークなどの自転車の車体の安全性を示すマークの付いたものを使いましょう。

  - (6) ブレーキは、前・後輪ともよく効くか（時速10キロメートルのとき、ブレーキをかけてから3メートル以内で止まれるか）。

### ＜指導のポイント＞

ブレーキを備えていない自転車（ピスト自転車等）やブレーキが壊れている自転車で道路を走行すれば違反になります。

自転車に乗る前は必ずブレーキを点検し、故障している場合は自転車に乗ってはいけません。

## ⑤ 下の一方通行標識がある道路では、自転車は道路標識の規制に従わず、標識と反対方向に進んではいけない。【○】

A：問題の一方通行標識がある道路では、自転車も一方通行の規制に従わなければなりません。

- 道路交通法第8条第1項（通行の禁止等）

歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

### ＜指導のポイント＞

問題にある図の標識では、車両は矢印が示す方向の反対方向へは通行できません。

右図のように、「自転車を除く」等の補助標識がある場合は、  
自転車は矢印が示す方向と反対方向に通行することができます。

自転車を運転するときも、標識等をしっかりと、確認しましょう。

